

令和7年度 NHK歳末たすけあい 1次配分要領

1. 配分対象団体

(1) 社会福祉関係団体

- ※ 県域を活動エリアとしている当事者団体、生活困窮者支援団体等
- ※ 生活・福祉課題（ヤングケアラー・ひきこもり・社会的孤立等）の解決に努めている団体

(2) 社会福祉施設連盟

(3) 更生保護施設

2. 配分対象事業の要件

- (1) 歳末時期のたすけあいという募金の趣旨に沿った事業であること
- (2) 福祉サービスを必要とする当事者の支援を目的としていること
- (3) 令和7年12月～令和8年3月に実施すること

注1 通年事業のうち(3)の期間だけを配分対象事業として扱うことはできない。【例】○△会報2月号発行事業

注2 要望する事業にかかる支出は、12月1日以降のものに限る。

※ やむを得ない事情がある場合は、配分委員会で決定いたします。

- (4) 当該事業において、参加費を除く収入が100万円以内であること
- (5) 当該事業において、他の団体からの助成・寄付・補助等が総収入の半分以下であること
- (6) 恒常的に使用する備品等の購入事業でないこと【例】事務用PC購入事業
- (7) 令和7年度に赤い羽根共同募金から配分を受けた事業でないこと。

3. 助成対象経費

基本的に申請事業の実施に要する経費を対象とします。

材料費、消耗器具備品費、印刷製本費、通信運搬費、旅費交通費、賃借料、車両費、保険料、謝金 等

※助成対象外経費となるもの（例）

- ・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・事業にかかる人件費（ただし、事業実施に要する講師謝金等は対象）
- ・飲食を主な目的とした活動に要する経費
- ・費用の積算内訳が不明なもの
- ・団体及び団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・経費の妥当性が応募趣旨に合わないもの

4. 受配要望額

総事業費の4分の3以内を基準とし、20万円を上限とします。

5. 提出書類・提出方法

- (1) NHK歳末たすけあい受配要望書：郵送及び e-mail の両方で提出
- (2) 複数業者の見積書コピー（備品等を購入する場合のみ）：郵送のみ
- (3) 今年度の事業計画書（団体作成のもの）：郵送のみ
- (4) 今年度の予算書（団体作成のもの）：郵送のみ

6. 提出期限

令和7年11月18日（火）必着（厳守）

7. 配分決定方法・決定時期

社会福祉法人兵庫県共同募金会 配分委員会の審査により決定し、令和7年12月中旬に文書通知します。

8. 留意事項

- (1) 受配決定した際には、事業を実施した旨のPRを求めます。
- (2) 事業完了後に、事業完了報告書、精算書の提出を求めます。
- (3) 原則、要望書提出後の内容の変更は認めません。
- (4) 3月末日までに事業が完了できない場合、事業を中止した場合、及び本要領に違反した場合は、配分決定を取り消し、配分金の返還を求めます。

9. 提出・問合せ先

社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：大隅・生田）

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

〔TEL〕 078-242-4624 〔FAX〕 078-242-4625

〔メール〕 info@akaihane-hyogo.or.jp 〔URL〕 <http://www.akaihane-hyogo.or.jp>